

令和 6 年度第 1 回古賀市スポーツ推進審議会 会議録 (要約筆記)

【会議の名称】 令和 6 年度第 1 回古賀市スポーツ推進審議会

【日時・場所】 令和 7 年 3 月 2 7 日 (木) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
リーパスプラザこが交流館 1 階 1 0 3 洋室

【審議会次第】

1. 開会
2. 審議会成立の報告
3. 委員及び職員の紹介
4. 会長あいさつ
5. 概要説明及び議事
 - (1) 第 2 次古賀市スポーツ推進計画の進捗状況について
 - 運動・スポーツに関する取組 (R 5 ~ R 6)
 - (2) 令和 7 年度古賀市スポーツ推進審議会について
 - 中学校運動部活動の地域展開について
 - 古賀市民体育館の今後について
 - 専門部会の設置について
6. その他
7. 閉会

【傍聴者数】 1 人

【出席委員等の氏名】

委 員：本多壮太郎委員（会長）、吉永春男委員（副会長）、高原友彦委員、齋藤光範委員、花田亜紗美委員、平野貴代子委員、戸田賢良委員、井上久子委員、吉永誠委員、牟田口政和委員、吉田直美委員

事務局：生涯学習推進課 樋口武史課長、渋谷孝治参事補佐兼スポーツ振興係長、他 1 名

【欠席委員の氏名】

薄秀治委員、伊藤一哉委員、大森睦子委員、横田覚委員

【庶務担当部署名】 生涯学習推進課

【委員に配布した資料の名称】

- ・運動・スポーツに関する取組（令和５年度～６年度） 別紙１
- ・古賀市立中学校における部活動の地域移行等推進について 答申
別紙２
- ・中学校運動部活動地域移行に関するスポーツ協会へのアンケート結果
概要 別紙３
- ・市民体育館のこれまでの経緯と今後について 別紙４
- ・古賀市スポーツ推進審議会委員名簿 別紙５

【審議会概要】

１．開会

２．審議会成立の報告

３．委員及び職員の紹介

４．会長あいさつ

５．概要説明及び議事

（１）第２次古賀市スポーツ推進計画の進捗状況について

○運動・スポーツに関する取組

【事務局による概要説明】

第２次スポーツ推進計画の進捗状況、及び運動・スポーツに関する取組について主な取り組みを報告する。

基本目標「子どもの運動機械の拡充」の２．学校体育・運動部活動の充実について、令和５・６年度に古賀市部活動地域移行等検討委員会を開催し、教育委員会関係部署、スポーツ協会等とともに古賀市立中学校部活動の地域移行に

について検討した。資料２には委員会で作成された『古賀市立中学校における部活動の地域移行等推進について』答申書を添付している。

４．ジュニアスポーツ環境の充実として、令和５年度には古賀市がフレンドリータウンシップ協定を締結しているバレーボールチーム、福岡ギラソールと玄界高校・古賀竟成館高校バレーボール部との交流会を生涯学習推進課において実施した。今後も福岡ギラソールと連携した事業を図っていく。また、令和６年度からは福岡県プロバスケットボールチーム、ライジングゼファークオカともフレンドリータウンシップ協定を締結したことから、今後、福岡ギラソールと同様に連携してジュにスポーツ環境の充実を図りたい。

基本目標「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の２．運動習慣の定着化について、例年１０月の市民健康スポーツの日にリレーマラソン大会、１１月３日文化の日に市民競走駅伝大会を実施しているが、参加者の固定化、参加者数減少のため市内企業に大会参加を呼びかけ、新たな団体の参加を図っている。

基本目標「気軽にスポーツに関わることのできる環境づくり」の１．スポーツ施設の有効利用として、令和５年度より中学校武道場の平日・土曜日の追加開放、中学校体育館開放時間を１時間早め１８時から解放、古賀北中学校多目的室の地域開放を実施した。また、令和６年度からは社会体育施設等と公園スポーツ施設の予約方法統一に向けた協議を始めた。これまで、市民体育館や学校体育館等は生涯学習推進課がシステムにて予約管理しており、公園スポーツ施設については都市整備課が紙ベースにて予約管理をしている。全てのスポーツ施設をシステム予約で一元化することで、利便性の向上、スポーツ施設の有効利用を図る。

基本目標「スポーツをツールとした地域活性化」の３．大規模国際大会を契機とした地域活性化について、令和５年度にはラグビーワールドカップ２０２３フランス大会パブリックビューイング、令和６年度にはパリ２０２４オリンピックバスケットボールパブリックビューイングをリーパスプラザこがフォーラムにて開催した。福岡県出身、古賀市出身である選手が出場したため、スポーツ機運上昇に大きな効果が期待され、実際に市内外から１５０名弱の参加があった。

【審議】

（戸田委員）

ジュニアスポーツ環境の充実で取り組んだ内容で、福岡ギラソールと玄界高校、古賀竟成館高校との交流会とあるが、古賀市としてはジュニア世

代をどの年代として捉えているのか。また、令和6年度に実施していない経緯は。

（事務局）

ジュニア世代は高校生以下に相当する18歳以下として捉えている。令和6年度に記載はしていないが、例年、福岡ギラソールと市民健康スポーツの日に市内3中学校の女子バレーボール部との交流会を実施している。

（吉永委員）

2. 運動習慣の定着化で、市内企業へ市民競争駅伝、リレーマラソン大会への参加促進とあるが、まだまだ参加が少ない状況。例年10月をスポーツ月間としているのにも関わらず様々な催しと重なっており、市全体でスポーツ機運を高めようという呼びかけ、周知が必要で、今後スポーツ協会として検討していきたい。

（事務局）

区長会、市公式SNS等、様々な媒体を用いた周知していきたい。

（吉永委員）

市民健康スポーツの日に環境整備の日が重なっている等、市として行事の重なりが少しでも少なくなるような検討をしてほしい。

（2）令和7年度古賀市スポーツ推進審議会について

【事務局より概要説明】（中学校運動部活動の地域展開について）

部活動の地域展開に関しては、昨年度第2回の審議会でも議題として取り上げている。その後の本市の地域展開の取組は、学校教育課が主管課として「古賀市部活動地域移行等検討委員会」を設け、部活動地域移行について諮問をして協議を重ね、古賀市スポーツ協会へ地域展開に関するアンケートも実施した。検討委員会から答申が出されたことから、その概要を説明する。この答申は、明日28日に検討委員会から教育長へ渡されることとなっている。

まず、別紙2の1. はじめにについて、主に部活動の現状と検討委員会の役割について記載がある。教員の専門性や意思に関わらず顧問を引き受け、生徒や保護者からの要望に応えつつ、教材研究や生徒指導を行うことは難しいという教員が存在しているということ。このような状況のもと、生徒のスポーツ活動の体験機会を確保するには、学校と地域との連携・協働により、持続可能

な活動環境を整備する必要があるということが記載されている。

こういった現状を踏まえて検討委員会では、令和４年１２月に文部科学省から出されたガイドライン等に基づいて、生徒のニーズに応じたスポーツ活動の機会の保障と、教員の働き方改革を両立し、部活動の地域展開の取組を進めるための答申をまとめている。

次に２．現状と課題について、部活動が技量の向上の他、好ましい人間関係の構築など教育的な意義も持っていることやアンケート結果について記載されている。生徒へのアンケート結果では、部活動や地域のクラブに加入している生徒はもっと練習の時間を増やしてほしいと回答する生徒が最も多く、部活動に加入していない生徒はその理由として約半数が、「やりたいことがない」と回答しており、多様な機会にふれることができる社会教育で「体験の機会を確保する」ことの必要性がわかる結果となっている。

教員へのアンケート結果では、約半数が本来の業務である教科指導のための教材研究や担任業務に支障が生じているなど、部活動の指導が大変厳しいと回答している。

さらに、保護者へのアンケート結果では部活動に対する要望として、練習の時間を増やしてほしい、その他専門の指導者から教えてもらいたい、保護者の負担を減らしてほしいといった意見が多い結果となっており、部活動の運営に関する学校の考えと保護者の考えは大きく異なっている現状であることから、今後の部活動の在り方を考えるにあたっては、保護者をはじめ地域の理解を十分に得る必要があると記載されている。

次に、３．今後の古賀市立中学校における部活動の基本方針と４．基本方針の実現に向けた具体的施策について、アンケート結果や部活動の役割、少子化や教員の働き方改革を考慮すると、中学校の教員が顧問を務めこれまでと同様に部活動の指導を担うことは困難であると考えられることから、部活動を段階的に地域クラブに展開するための３つの基本方針を挙げており、その基本方針の実現に向けた具体的施策を４つの項目で挙げています。

まず、１つ目の基本方針「令和１０年９月をめどに、部活動は地域クラブやクラブ（スクール）へ地域展開を目指し、生徒の多様な体験活動の場とする」の具体的施策は、令和７年度から３年間をかけて段階的な展開を目指すことや、地域展開に関する発信を随時行うこと、庁内の推進体制を整備すること、中体連の参加については、クラブ単位への参加に移行することが記載されている。

次に、２つ目の基本方針「生徒の多様な体験活動の場としての地域クラブを整備するとともに、その活動を行う環境を速やかに整備する」について、地域クラブの活動場所の確保や指導者の発掘、地域クラブの円滑な運営のために教

育委員会が支援すること検討、教員の兼職兼業や地域クラブ運営にかかる保護者負担金の設定に関する事、施設の優先利用や減免措置に関する事が記載されている。

次に、3つ目の基本方針「地域クラブに加入しない生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する」の具体的施策は、地域クラブに加入しない生徒のスポーツ活動を支援するために、総合スポーツクラブを中学校に立ち上げ、生徒たちがスポーツ活動に親しむことができる体制を構築すること等が記載されている。

最後の5. 提言では、答申にあたり検討委員会で出た各委員の意見を提言としてまとめたもので3つある。

1つ目、「部活動を学校から地域へ展開していくことについて、保護者を含めた地域への発信を必要に応じて行うこと」について、部活動の地域展開を行う上では、保護者を含む地域全体で生徒の育ちを支えることについて、保護者の理解、協力が不可欠であることや繰り返し周知を行う必要があることが記載されている。

2つ目、「地域連携から地域展開へと段階を踏んだ移行も検討すること」について、現在、古賀市内では6人の部活動指導員を任用し、部活動を地域の方に指導していただいております、また教員と連携して部活動を指導していただいている部活動外部指導員もおられる。既に地域と連携した運営をしている部活動については、地域展開の可能性を検討すること、また、教員だけで部活動の指導をしている場合は、地域展開を検討する前に部活動指導員を任用するなど地域連携を検討して、段階を踏んだ移行を検討することが記載されている。

3つ目、「地域クラブの整備を推進すること」について、令和10年9月を目標に部活動の地域展開を進めるにあたって、令和7年4月からの移行期間中、生徒達のスポーツ活動をする機会を確保するために、社会体育団体や生涯スポーツ団体を活用しながら地域クラブの整備を推進する必要があることが記載されている。

以上が答申の概要になるが、今後、この答申に基づき、生涯学習推進課が主管課となり部活動の地域展開を進めていくことになり、本審議会においても来年度から協議を進めていきたいと考えている。

次に別紙3であるが、昨年10月、古賀市スポーツ協会加入団体に部活動地域展開についてアンケートをとった結果概要である。まず、質問1について、現在の団体の活動メンバーが小中学生であるジュニア団体に対し、新たに部活動の生徒を受け入れできるかどうかの質問で、「現在受け入れており今後も可能」と回答したのは9団体、「現在受け入れていないが今後は可能」と回答し

たのは1団体、「現在受け入れていないが今後検討したい」が6団体という結果。

質問2は現在の活動メンバーが成人の団体について、新たに部活動の生徒を受け入れられるかの質問であり、「既に中学生を受け入れている」が5団体、「今後受け入れる」が2団体、「今後受け入れるか検討したい」が6団体という結果であった。

質問1・2の合計で、計29団体のジュニア団体もしくは一般団体が受け入れできると回答している。

【審議】

（戸田委員）

答申の4. 基本方針の実現に向けた具体的施策の（3）地域クラブに加入しない生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するについて、各校に総合スポーツクラブ・総合文化クラブを立ち上げるとあるが、学校が立ち上げたとして誰が主体として運営すると考えてあるのか。

（事務局）

負担の無いかたちで教員が運営すると考えられているが、具体的には決定していない。

（本多会長）

仮称ではあるが総合スポーツクラブは他自治体でも導入が検討されている。教員の負担になるのではという懸念が残るが、案として挙げられていると聞く。

別件で後程説明があると思うが、専門部会の設置についてスポーツとは別に文化芸術部活動の地域展開の審議については別組織が立ち上がるのか。

（事務局）

文化芸術部活動の地域展開については古賀市文化課が所管になり、スポーツ推進審議会から切り離して審議する。対象となる文化芸術団体が少ないため、個別に調整して地域展開をする予定である。

（井上委員）

学校現場は間に挟まれている状況が続いており、部活動地域展開の方向性が早く定まればと考えている。古賀北中学校では2名の部活動指導員が単独で部活動を担当してもらっていて、練習試合、理事会、保護者会の対応もしていた

だき大変助かっている。しかし、まだ学校の努力で何とかこの状況を保てていると考えている。

（齋藤委員）

部活動地域展開は古賀市、もしくは福岡県全体の課題として考えるのか。

（事務局）

基本的には自治体単位、古賀市の課題として取り組んでいく。具体的に答申が出されたことから、この答申に基づいて地域展開を進めることとなるが、大きな方針は国が示しており、福岡県からも情報提供いただき、他自治体の取り組み事例を参考にして部活動地域展開を進めることから、そのような意味では国・県と共同で課題解決を図っていきたい。

（戸田委員）

課題の一つに指導者の確保があげられるが、県内には4,063の運動部があるが、県内で1,200人程度の指導者が不足していると試算した。県では企業や大学と連携し指導者養成、指導者の確保に努めている。市町村から指導者不足の要請があれば指導者を派遣できる体制を整えるため、県としてはそのような制度を活用してもらえればと考える。

（２）令和７年度古賀市スポーツ推進審議会について

【事務局より概要説明】（古賀市民体育館の今後について）

市民体育館については、これまで本審議会では議題に挙がっていなかったが、古賀市長より示された令和７年度の施政方針において、市民体育館を千鳥ヶ池公園に移転し、新たな体育館を建設すること、市民体育館横の市民グラウンドを、「リーパスプラザこがの駐車場として検討する調査を行うこと」が示された。

そのため今後は、市民体育館の新築移転等に関しても協議を進めていく必要があり、まずは体育館移転に関するこれまでの経緯と今後の予定について説明する。

市民体育館は設置後３８年目を迎えており、古賀市勤労者体育センターとしてスタート、中小企業に雇用される勤労者の利用が主であったが、平成１５年３月に国から古賀市に無償譲渡され、古賀市民体育館と名称を変更し現在に至る。

市民体育館の利用状況について、延べ利用者数の推移であるが、コロナ禍で利用者が極端に少ない時期があったが、令和５年度では延べ約５万人が利用している。

次に、体育館の定期利用団体の競技種目別団体数と人数について、全部で４４団体、６９９人である。内訳はバドミントン１３団体１７４人、次に卓球１０団体１７１人が多い状況。

次に、令和５年度の稼働率の推移だが、年間平均約８２％であり、７月～９月の利用率が低いのは猛暑が影響していると考えられる。

次に、令和５年１０月における小中学校体育館等との利用率の比較であるが、小中学校ともに利用率は高く、市民体育館は中間ほどに位置しており、８５％となっている。

このように、市民体育館は市民の利用が多く、第２次古賀市スポーツ推進計画の基本理念「スポーツで市民みんなが、明るく元気に交流しあう」を実現するために重要な施設である。

次に、これまでの検討経緯であるが、平成２９年に策定された公共施設等総合管理計画において、今後４０年間で公共施設の延床面積を現在の８割の規模にすることを目指すことが示され、原則として新規の施設は整備しない方針となった。人口減少社会、社会保障費の増大によって、今後の維持管理に係る経費を賄うことが難しくなるためであり、市役所を含む市の全施設が対象となっている。

令和４年１月には第１期アクションプランにおいて、市民体育館は、「機能は他の施設へ移転、建物は廃止を検討する」こととなった。このときのパブリックコメントにおいては、スポーツ協会から反対意見が出され、特にクロスパルこがへの移設が連想されたことから、厳しい意見が出された。この間、様々な検討を重ね、具体的にはクロスパルこがの増築、古賀中学校体育館横への移設、市民グラウンドへの移設などを検討したが、駐車場の問題、補助金が確保できない等のことから、検討が難しい局面となっていた。

令和５年５月には、新たな土地を購入することがなく、また補助金が見込めることなどから、都市公園内へ移設する検討を始めた。

令和５年１０月には、ＪＲ古賀駅の周辺開発に伴う新たな道路が市民体育館、リーパスプラザこがの駐車場を通ることとなり、利用者に大きな不安を抱かせることとなった。新たな道路法線の設置という市の都合により、市の施設が廃止になることから、新築移転が必要となる決定のきっかけとなった。

令和 6 年 3 月には、昨年度、本審議会で協議した、第 2 次スポーツ推進計画の中間見直しを行い、公園施設の有効活用について検討を進めることを示している。

令和 6 年 1 0 月には、令和 7 年度当初予算市長メッセージにおいて、市民体育館は既存の公有地である公園に公園施設として新築する方向で検討することが発信された。

令和 6 年 1 2 月には、市長を本部長とする公共施設マネジメント本部会議において、「公共施設適正配置マネジメント方針」を策定し、市民体育館の新築移転の方針が決定された。これは、冒頭に述べた公共施設等総合管理計画が目指す、延べ床面積を削減する目標とは相反するものであるが、新規整備の考え方が整理されたことによるものである。

令和 7 年 2 月には、市の方針を確認する庁議において、市民体育館の移転先を千鳥ヶ池公園とする方針が決定された。以上がこれまでの検討経緯となる。

次に、令和 7 年度の検討について、新たな市民体育館の基本設計を行うため、本審議会において設備等の内容を検討したいと考えている。また、市民グラウンドについては、リーパスプラザこがの駐車場として活用するために、必要な駐車場台数、面積等を検討する。これには、今後進めることになる、古賀中学校周辺の開発の動きも関連する。開発の際にある程度の広さがある公園の整備も検討されるためである。最後の公園再整備基本計画について、こちらの計画は都市整備課の所管となりますが、この計画に新たな市民体育館の内容が盛り込まれる。計画の主な目的は、市内の公園の再整備を行い、「観光・運動・ワンヘルス」をテーマに、市内外からの観光を促進し、運動できる環境を整えるというもの。計画は 3 月末に案が作成され、パブリックコメントは 4 月～5 月を予定している。

新たな市民体育館の規模であるが、公園には建物の建蔽率の規制があり、大規模な建物を建設することができず、現在の市民体育館をベースにどのような設備を備えることができるかという検討になる。

（齋藤委員）

公共施設等総合管理計画の今後 4 0 年間の意味は。

（事務局）

2 0 1 7 年に計画が策定され、2 0 5 7 年までに 2 割削減するという意味。

（齋藤委員）

新たな体育館の建設時期は。

（事務局）

おおむね 6 ～ 7 年後。

（齋藤委員）

クロスパルこがでパラスポーツ大会を開催したいが出来ない。その理由は多目的トイレがアリーナに一つしかない。市民体育館は多目的トイレの設置を優先して考えるべき。

（事務局）

建設時期は 6 ～ 7 年後であるが、その検討を次年度の審議会で審議することからその際に意見をいただきたい。

（齋藤委員）

体育館の外にも多目的トイレを設置するように検討してほしい。

（花田委員）

多目的トイレは健常者や障がい者問わず必要なものであるが、障がい者が使用しやすい多目的トイレは少ない。パラスポーツ大会等、障がい者が使用しやすい環境としては、現状、少ないのではないかと考える。

（高原委員）

古賀竟成館高校の評議員を務めているが、評議員会の中で J R 古賀駅東口整備により体育館が道路整備により移転することで、古賀竟成館高校にも道路がかかるのではという話が挙がったがどうか。

（事務局）

古賀竟成館高校のグラウンドにかかるが、まだどれほどかかるのかは分からない。

（２）令和 7 年度古賀市スポーツ推進審議会について

【事務局より概要説明】（専門部会の設置について）

中学校運動部活動の地域展開については、本来であれば審議会全体で協議を

進めていくべきであるが、新たに古賀市民体育館の今後についても協議を進めていく必要が生じた。

そこで、来年度の審議の進め方について、古賀市スポーツ推進審議会条例施行規則の第5条第1項に「会長は、特に専門的な検討又は協議の必要があると認める時は、審議会に専門部会を置くことができる」とされている。この規定に基づき審議会を「部活動地域展開専門部会」と「市民体育館移転検討専門部会」2つの部会を設け進めていきたい。

別紙5の名簿に専門部会案と記載された資料があるが、事務局案としていずれの専門部会かを挙げていることから、意見をいただきたい。

（斎藤委員）

体育館移転については体育館備品の検討は含まれるのか。

（本多会長）

体育館移転の検討範囲はどこまでなのか。

（事務局）

最優先で求められているのは新体育館建設にかかる概算費用で、そのためにどのような設備が必要なのか、どのような配置にするか等を検討する。仮に備品を購入した際に倉庫の大きさが関わり、その倉庫は設備になるため備品も検討内容に含めて問題ないとする。

8. その他

（事務局）

次回審議会を5月中旬以降に行いたい。